

保護者各位

立川市子ども家庭部保育課

保育施設在籍児童の継続手続きについて

令和8年4月以降も現在の保育施設の継続利用を希望される方、退所予定の方、どちらも手続きが必要になります。

本案内を参照の上、別紙「A2現況届（保育施設継続利用申込書）」を記入し、必要書類と合わせて封筒に入れ、提出してください。

※令和8年3月末までに退所予定の場合は、A2現況届（保育施設継続利用申込書）の

代わりに退所届の提出をお願いします。（退所届は右下QRコードより電子申請が可能です。

保育園又は立川市ホームページからダウンロードして取得することもできます。）

転所申請・きょうだいの新規申請をする方は、
P3をご覧ください！

提出期間	令和7年10月3日（金）～10月10日（金）
提出先	現在通所している保育施設 ※転所希望・兄弟姉妹の新規申請がある場合は、その申請書類一式とともに、4月申請受付期間に立川市役所保育課宛に提出してください ※きょうだいが別園の場合は下の子の保育施設へ提出してください
提出書類	①A2現況届（保育施設継続利用申込書） ②保育を必要とする事由を証明する書類 ※父母それぞれで該当する書類を提出してください ※就労以外の事由を証明する書類が必要な場合は保育園又は立川市ホームページからダウンロードして取得してください
提出方法	本案内が入っていた封筒に提出書類を入れて提出してください

退所届はこちらから



【提出する書類について】

- ① **A2** 現況届（保育施設継続利用申込書）
- ② 保育を必要とする事由を証明する書類
- ③ その他の提出書類 ※該当者のみ（詳細右ページ記載）

<保育を必要とする事由を証明する書類>	父母の状況							
	外勤・内定	自営業	疾病	障害	介護・看護	就学	求職	育児休業中
就労証明書 ※1	○	○						○ ※4
自営をしていることが客観的に分かる書類 ※2		○						
D 診断書（保護者用） ※3			○					
障害者手帳、愛の手帳などの写し				○				
① E 主治医等意見書（介護・看護用） ※3 またはケアプランの写し ② C タイムスケジュール表					○			
① 在学証明書 ② 時間割の写し						○		

- ※1 立川市が認めている場合を除き、市の指定書式が必要です。
指定書式以外のものについては、再提出していただきます。
書式は保育施設又は保育課窓口で受け取るか、立川市ホームページからダウンロードしてください。
- ※2 自営業をしていることが客観的にわかる書類として、「事業所得が記載されている確定申告の写し（第一表および第二表）」をご提出ください。提出できない場合は、下記**A**と**イ**の中から一部ずつご提出ください。
A：開業届、営業許可証、請負契約書、業務委託契約書の写し
イ：確定申告のための帳簿類
- ※3 市の指定書式に医師が記入したものがが必要です。
指定書式以外のものについては、再提出していただきます。
書式は保育施設又は保育課窓口で受け取るか、立川市ホームページからダウンロードしてください。
- ※4 育児休業（法定もしくは企業独自制度で取得している場合）の取得期間を記載したものを提出してください。

該当する方のみ、下記もあわせて提出してください。

離婚を前提に別居している	離婚調停中または離婚協議中、裁判中であることを証する書類の写し
虐待やDVによって避難している	公的機関が発行する証明書（裁判所の保護命令書、警察の保護証明書など）
拘留中である	拘留されていることがわかる書類（在監証明書など）

【注意事項】

- 提出期限を過ぎても提出がない場合や書類に不備がある場合は、年度末（3月31日）をもって退所となります。必ず期間内に提出してください。
やむを得ず期限を過ぎて追加で書類を提出する場合は、郵送、または市役所保育課窓口へ直接提出してください。※提出期限後は保育施設へ提出ができません。
- きょうだいで通っている場合、現況届1枚に継続通園を希望するすべての児童の名前を記入、事由を証明する書類は父母それぞれ1部ずつご提出ください（きょうだいの人数分の書類を用意する必要はありません）。
きょうだいが別園の場合は下の子の保育施設へ提出してください。
- 退所が確定している方は現況届の代わりに退所届を提出してください。
令和7年度末(令和8年3月末)までに退所する場合、事由を証明する書類の提出は必要ありません（退所届の提出が必要です）。
現況届提出後に退所が決まった場合も至急、退所届をご提出ください。
- 提出していただいた書類は返却できません。あらかじめご承知おきください。
- 以下の場合には退所となることがあります。
 - ・ 正当な理由なく利用者負担額（保育料）を滞納している場合
 - ・ 申請の内容が事実と異なる場合
 - ・ 連絡なく仕事を辞めていた期間が判明した場合
 - ・ 月就労時間が48時間に満たない場合
自営業の方は収入が最低時給換算で月収48,000円（年収57万円）に満たない場合「就労要件」とは収入を得るために働いていることとしています。月48時間以上、月収48,000円（年収57万円）以上の就労が最低条件となります。
 - ・ 退職や介護の終了等、連絡なく保育を必要とする事由がなくなっている場合
- 申請後に世帯状況や就労変更が生じた場合は、すみやかに市役所保育課へ連絡してください。

●提出書類の不備等があった場合、保護者の電話番号に対して、SMS（ショートメッセージサービス）のシステムを利用してお知らせをすることがあります。

●継続通所の承諾については、通知しません。
継続通所が認められない場合に限り、個別にご連絡いたします。

【転所申請・きょうだいの新規申請をする場合】

必要書類

①令和８年度 保育施設利用申込書

②保育を必要とする事由を証明する書類

③令和８年度 申し込みにかかる確認票
（保護者１名につき１枚提出）

④現況届（保育施設継続利用申込書）

詳細については、
保育施設利用申込みのしおり、
または市のHPをご覧ください。



右記の会場にて、お申込みください。 ※保育園には提出しないでください。

※郵送・電子での申請も受け付けていますので、必ず『令和８年度立川市保育施設利用申込みのしおり』をご確認ください。

※電子申請の際は、最後に「現況届（保育施設継続利用申込書）」を添付してください。



日程（月曜～金曜）	申請会場	受付時間
10月31日（金） ～11月14日（金） ※土日祝日を除く	市役所 101 会議室	9時～12時 14時～16時 ※16時以降の受付は翌日 受付扱いとなります

土曜、日曜は下記日程のみの受付となります。

日程	申請会場	受付時間
11月3日（月祝）	こども未来センター 201・202 会議室	9時30分～ <u>13時</u>
11月9日（日）	市役所 101 会議室	9時～12時

1月22日（木）	結果の通知発送予定
----------	-----------

○注意事項

- ・現況届は申請時にご提出ください。 保育園には提出しないでください。
- ・転所が決定した場合、元の保育園には戻れません。
これまで通っていた保育施設には他のお子さんが入所決定します。
申請取下げ締切日以降に申請を取り下げても、戻れませんのでご注意ください。
申請を取下げの場合は、締切日までに取下届を提出してください。
※締切日 ４月一次→12/12（金）、二次→2/6（金）、5月入所以降→各月の申請締切日
- ・利用調整の結果、転所不可となった場合は、自動的に次回の利用調整の対象となります。
- ・転所が決定するまでは、現在の保育施設を継続して利用できます。
- ・転所の意思がなくなった場合は、早急に取り下げの手続きを行ってください。
- ・利用者負担額を滞納している場合は、選考指数が減算されます。

保育施設利用中に必要な手続き

保育施設利用開始後も保育の必要性の確認のため、下記の変更があった場合、書類の提出をお願いいたします。電子申請も可能です。（「変更内容」の右側の QR コードよりお手続きください）

変更内容		提出する書類																			
仕事を辞めた	変更届  書類提出 	『変更届』就職・退職転職欄に記入して、退職する当月中までに提出してください。また、後日前職の退職日が確認できる書類を提出してください。 ※3 か月以内に就労を開始し、新しい就労先の『就労証明書』を提出してください。求職期間中は保育短時間認定となります。 ※就労を開始する意思がなく、他の要件がない場合は『退所届』を提出してください。																			
転職した		『変更届』就職・退職転職欄と就労条件欄に記入し、新しい職場の『就労証明書』を添付して提出してください。 前職の退職日が確認できる書類と、新しい職場の就労実績が確認できる書類（給与明細等）を取得しましたら、コピーを提出してください。																			
雇用契約に変更があった		『変更届』契約変更日と就労条件欄に記入し、変更後の『就労証明書』を添付して提出してください。 就労時間数に変更がある場合は、就労実績が確認できる書類（給与明細等）が出ましたら、コピーを提出してください。																			
立川市内での引越し		『変更届』住所変更欄に記入して提出してください。																			
世帯構成が変わった （結婚・離婚・氏変更等）		『変更届』世帯構成欄に記入して提出してください。																			
利用時間を変えたい （標準時間←→短時間）		『変更届』利用時間の希望欄に記入して提出してください。 ※変更を希望する月の前月末までにお手続きください。月の途中からの変更はできません。 ※月間就労時間 120 時間を目安に利用時間の変更が可能です。																			
出産に伴い 退職（休職）する	退所届 	『変更届』出産欄と就職・退職転職欄に記入して、退職する当月中までに提出してください。また、後日前職の退職日が確認できる書類を提出してください。 ※在園できる期間は出産月と出産の前後 2 か月、および求職期間 4 か月の最大 9 か月です。（下例参照） 期間内に就労し『就労証明書』を提出した場合、継続して在園できます。 例：11 月出産の場合…休職期間は 9 月～翌年 5 月までです。 <table><tr><td>9 月</td><td>10 月</td><td>11 月</td><td>12 月</td><td>1 月</td><td>2 月</td><td>3 月</td><td>4 月</td><td>5 月</td></tr><tr><td>出産前</td><td>月初月齢 出産前</td><td>0 か月 出産月</td><td>1 か月 出産後</td><td>2 か月 出産後</td><td>3 か月</td><td>4 か月</td><td>5 か月</td><td>6 か月</td></tr></table> 		9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	出産前	月初月齢 出産前	0 か月 出産月	1 か月 出産後	2 か月 出産後	3 か月	4 か月	5 か月	6 か月
9 月		10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月												
出産前		月初月齢 出産前	0 か月 出産月	1 か月 出産後	2 か月 出産後	3 か月	4 か月	5 か月	6 か月												
産休・育休を取得する		『変更届』と『出産休暇・育児休業取得証明書』を提出してください。※育児休業取得中（出産 8 週後の翌月 1 日から）は保育短時間認定となります。																			
立川市外への引越し （継続通所する場合）	継続通所するための手続きが必要ですので転出する月の月末までに『退所届』をご提出ください。電子でご提出の場合、必ず「立川市から転出後も継続して通所する」を選択してください。（また、転出先の自治体の保育施設担当部署でも手続きが必要です。）																				
退所する場合	『退所届』を、退所する月の当月 15 日までに提出してください。 届出が遅れた場合、通所していなくても保育施設利用者負担額を徴収する場合がありますのでご注意ください。																				
保育を必要とする事由が なくなった		就労時間が月に 48 時間を下回った、病気回復、介護の終了等で保育を必要とする事由がなくなった場合は、 退所する月の当月 15 日までに『退所届』を提出してください。 ※就労要件で保育施設に在籍するためには、月 48 時間以上就労していることが最低基準となります。																			



※連絡なく保育を必要とする事由がなくなっていた場合又は変更していた場合、保育施設は退所となります。連絡なく仕事を辞めていた期間が判明した場合も退所となります。

退職や介護の終了等、保育の必要な事由がなくなった場合や、事由がなくなる予定がある場合は、すみやかに市役所保育課までご連絡ください。

※上記に記載されている書類以外にも、就労実績が確認できる書類等、別途書類提出を求めることがあります。